

# 請 願 文 書 表

長野市議会（平成26年 9 月定例会）

受理年月日	26. 9. 10	請 願 者	
受理番号	37		
所管委員会	経済文教		
結 果	採択		
要 旨			
<p><b>奨学金制度の充実を求める請願</b></p> <p style="text-align: center;">（ 請 願 趣 旨 ）</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3パーセントを上限とする利息付きの第二種奨学金があります。平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人となっています。</p> <p>しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっています。</p> <p>同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動型無利子奨学金制度」を導入しています。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引下げを実施しています。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、通常の返還期限猶予期間の上限が10年間であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されています。</p> <p>つきましては、政府において、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について、国に対する意見書を提出していただくよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 請 願 事 項 ）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を行うこと。</li> <li>2 オーストラリアで実施されているような収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還できる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。</li> <li>3 授業料減免を充実させるとともに、無利子奨学金をより一層充実させること。</li> </ol>			